

一時保護の要件について

令和5年4月26日
こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか
こども家庭庁

一時保護の要件に関する規定

法令上の一時保護の要件規定について

- ・ 一時保護の要件については、児童相談所長が「必要があると認めるとき」（旧児童福祉法第33条第1項）とのみ規定されてきたが、「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」において、「裁判官が一時保護の要否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。」とされた。
- ・ これを受け、今般の児童福祉法改正により、一時保護の要件として、「児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合」（新児童福祉法第33条第1項）と規定された。

改正後	改正前
<p>第三十三条 児童相談所長は、<u>児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて</u>、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。</p>	<p>第三十三条 児童相談所長は、<u>必要があると認めるとき</u>は、第二十六条第一項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。</p>

一時保護の要件に関するこれまでの議論等

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（2022年2月10日）

- 裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。ただし、一時保護の要件の明確化にあたっては、子どもの最善の利益を守るために躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する。この結果、児童相談所等は、一時保護の要件に該当し、必要があると認めるときは、一時保護を行うことができる。

第36回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（2021年11月5日）

- 薬師寺構成員（略）平成28年改正法において、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るための一時保護である緊急保護に加えて、児童の心身の状況、置かれている環境その他の状況を把握するためである調査やアセスメントを目的とした一時保護が明記されましたが、司法審査のためにはより具体的な要件規定が必要になると考えます。

児童相談所における一時保護の実態や一時保護の必要要件について十分調査し、法律の専門家の意見も十分に聞いた上で定める必要があると考えます。（略）

- 浜田構成員（略）一番問題になるのは、恐らく調査保護と言われるものです。調査保護のときに、必要性がよく分からないからということで却下されるようなことになって、その結果、必要な保護ができないということになると、それはもう目も当てられないです。

では一体どう対応するのかです。要件の明確化ということがもちろん一つの対応として考えられますが、現在広範に認められている調査保護を果たして法文にうまく盛り込めるのかというと、これはなかなか技術的にも難しいものがあろうと考えます。

運用面の課題のところですけれども、特に性的虐待の場合などです。協同面接実施の関係で、児童相談所も保護開始直後にさほどの事情聴取もしないまま、捜査機関との連携を図っていくということが求められています。

そうすると、それは勢い調査保護という形を取らざるを得ませんが、裁判所に請求をする時点では子供からまだ状況も聞いていないという状況で、この司法審査の請求をしていかなければならないということになります。果たしてそれが可能なのであろうかということを危惧するところであります。

一時保護の要件に関するこれまでの議論等

第37回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（2021年11月16日）

○浜田構成員　（略）1点目です。一時保護できる範囲についてですけれども、前回も申しましたが、司法審査を入れるということは、今、一時保護ができているケースの少なくとも一部はできなくなるということあります。できなくならないのだったら司法審査をやっていなくても同じですので、減るということであるわけですが、それは本当に許容できるということでよろしいですかというのが1点目の確認したい事項でございます。

2点目です。一時保護の要件について、ここについても前回も申し上げましたけれども、これは適切な要件立てというのは、今回も取りまとめ案には入れていただいたのですけれども、そんなに簡単な話ではなかろうと思っています。今できているような広範な一時保護ができなくなるということになると、先ほどの1点目とつながる話になってまいります。この要件定立のところについては、もちろん省庁に法文の立案のプロがいらっしゃるわけですから、その手腕にももちろん期待したいところではありますが、何らかの漏れが生じるようなことになっては、それこそ目も当てられない事態となりますので、これを極めて強く危惧するところであります。（略）

第38回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（2021年11月30日）

○薬師寺構成員　（略）裁判官が一時保護の審査をするための一時保護の要件定義ですけれども、現状の子どもの安全を確保するために、一時保護を必要とするケースが却下されることがないよう、児童相談所における一時保護の実態ですとか、一時保護の必要要件について十分に調査していただき、子どもの権利擁護や親権制度等の法律の専門家の意見も十分に聞いた上で定めていただくことを改めてお願いしたいと思います。（略）

一時保護の要件設定に当たっての基本的な考え方

社会的養育専門委員会等における議論も踏まえ、一時保護の要件設定については、以下ののような考え方を基本として行うべきではないか。

- ① 個々の事例に対応する児童相談所や一時保護の要件該当性を審査する裁判所が、その取り扱う個々の事例について一時保護の要件に該当するか否かを客観的・合理的に判断することができるような規定ぶりとすること。
- ② 子どもの安全確保の観点から児童や親権者等に一定の制約を課すものである一時保護の趣旨や性格、疑わしい事案は保護することを基本方針として対応に当たっていることを踏まえて妥当な要件とすること。

これを踏まえれば、法令上の要件の設定や、ガイドライン等においてそれらに関する考え方を詳細に示すに当たっては、

- ・ 現在行われている一時保護の考え方（一時保護ガイドライン等）をベースとし、
 - ・ 現場の判断に資するよう、可能な限り個別具体的なものとするとともに、
 - ・ 多種多様な一時保護の実態にも対応できるものとする
- ことに特に留意すべきではないか。

現行の一時保護について

ガイドライン上の一時保護の在り方について

- 一時保護の要件については、「一時保護ガイドライン」（令和2年3月31日付け子発0331第4号厚生労働省こども家庭局長通知）において、緊急保護及びアセスメント保護に分けてそれぞれ規定されている。

一時保護ガイドライン（令和2年3月31日付け子発0331第4号厚生労働省こども家庭局長通知）（抄）

II 一時保護の目的と性格

2 一時保護の在り方

(2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。**一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。**短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- 1 **棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合**
- 2 **虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合**（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- 3 **子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合**
- 4 **一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和23年法律第168号）**第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合****

（略）

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、**適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるため**

- 5 **に、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合**に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

（略）

※上記1～6はp.7,8の番号に対応

一時保護に至る主な事例①

※一時保護等の司法審査に関するワーキンググループ第4回 資料3「一時保護に至る主な事例」より抜粋

1. 現に適当な保護者又は宿所がないために緊急保護する場合

- ・棄児、迷子、（子どもが）家出したとき
- ・保護者が死亡、逮捕・服役、入院、失踪したとき
- ・住居からの強制退去等の理由により親子浮浪しているとき

2. 虐待等の理由により家庭から一時引き離す場合

- ・保護者による身体的虐待
- ・保護者による性的虐待
- ・保護者による心理的虐待
- ・保護者によるネグレクト
- ・不適切な養育環境に置かれているとき（特定妊婦への養育不安による新生児を保護する場合など）
- ・虐待者である保護者からの取り戻し等を防ぐために一時的に措置先から保護するとき

3. 子どもの行動が自己又は他人に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合

- ・子どもが家庭内暴力を行うとき
- ・14歳未満の触法、虞犯の場合
- ・かんしゃくや自傷行為等により一時的に隔離が必要である子ども

一時保護に至る主な事例②

※一時保護等の司法審査に関するワーキンググループ第4回 資料3「一時保護に至る主な事例」より抜粋

4. 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から児童福祉法第25条通告のあった場合、少年法第6条の6第1項送致のあった場合

5. アセスメント保護する場合

- ・ 適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要があるとき
 - 緊急保護の際に今後の処遇の決定のために調査を行う必要があるとき
 - 子どもの育てにくさや家庭環境の問題などについて家庭から離れた環境で調査を行う必要があるとき
- ・ 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置の再判定が必要であるとき

6. 短期入所指導する場合

- ・ 子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適当であると判断されたとき

児童福祉法第33条の規定について

児童福祉法第33条の事実認定及び必要性の規定ぶりについて

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

②～③ (略)

④ 裁判官は、前項の規定による請求（以下この条において「一時保護状の請求」という。）のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

⑤～㉑ (略)

裁判官による審査について

- 裁判官は、一時保護の要件に該当するか否かの事実認定を行うとともに、一時保護の必要性があるか否かについても審査する。
- 他方、児童福祉法第三十三条第四項において、裁判官は「明らかに一時保護の必要がないと認めるときは」一時保護状の請求を却下できると規定されている趣旨に鑑み、一時保護の必要性については消極的に審査されるものと解され、その様態や家庭環境等に照らし、明らかに保護の必要がない場合や一時保護の実施が権利の濫用と認められるときに、一時保護状の請求は却下される。